

四日市市告示第107号

四日市市成人風しんワクチン等接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4年 3月 16日

四日市市長 森 智 広

四日市市成人風しんワクチン等接種費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市成人風しんワクチン等接種費用補助金交付要綱（平成31年四日市市告示
第254号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和4年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)